



県章

三重県公報

平成15年3月7日(金)

第1451号

毎週火・金曜日発行

目次

規則

- 三重県物品調達規則の一部を改正する規則……………(出納局) 1

告示

- 児童福祉法の規定による指定居宅支援事業者の指定……………(障害福祉チーム) 2
- 身体障害者福祉法の規定による指定居宅支援事業者の指定……………(同) 2
- 知的障害者福祉法の規定による指定居宅支援事業者の指定……………(同) 3
- 保安林の指定をする予定である旨の通知……………(森林保全チーム) 3
- 保安林の指定を解除する予定である旨の通知……………(同) 4
- 大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要……………(まちなかづくり支援チーム) 4
- 同件……………(同) 4
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出……………(同) 4
- 土地収用法の規定による事業の認定……………(公共用地チーム) 6
- 同件……………(同) 7
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧……………(砂防チーム) 8
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………(都市基盤チーム) 8
- 同件……………(同) 9
- 同件……………(同) 9
- 同件……………(下水道チーム) 9

公告

- 一般競争入札を行う旨……………(政策法務チーム) 10
- 土地改良区役員の退任の届出……………(農地調整チーム) 12
- 一般競争入札を行う旨……………(出納局) 12

特定調達公告

- 一般競争入札を行う旨……………(教育委員会) 13

規則

三重県物品調達規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十五年三月七日

三重県知事 北川正恭

三重県規則第八号

三重県物品調達規則の一部を改正する規則

三重県物品調達規則(平成十二年三重県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第五号中「及び収入証紙」を「、収入証紙、プリペイドカードその他の郵券証紙類」に改め、同項第十号中「三十万円未満」を「百六十万円以下」に改める。

附則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

告 示

三重県告示第103号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定しました。

平成15年3月7日

三重県知事 北 川 正 恭

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	居宅支援の種類	指定年月日
有限会社エポック	鈴鹿市江島町1511サトウビル3F	エポック介護サービス	鈴鹿市江島町1511サトウビル3F	居宅介護	平成15年2月21日
社会福祉法人嬉野町社会福祉協議会	一志郡嬉野町大字権現前423-9	嬉野町社会福祉協議会指定身体障害者居宅介護事業所	一志郡嬉野町大字権現前423-9	居宅介護	平成15年2月21日
社会福祉法人島ヶ原村社会福祉協議会	阿山郡島ヶ原村4743	ヘルパーステーションしまがはら	阿山郡島ヶ原村4743	居宅介護	平成15年2月21日
鈴鹿市	鈴鹿市神戸1丁目18-18	鈴鹿市療育センター	鈴鹿市西条5丁目118-3	デイサービス	平成15年2月21日
社会福祉法人敬愛会	津市片田長谷町226	津長谷山学園短期入所事業所	津市片田長谷町226	短期入所	平成15年2月21日
社会福祉法人鈴鹿聖十字会	三重郡菰野町宿野1433-74	身体障害者短期入所事業所菰野聖十字の家	三重郡菰野町宿野1433-69	短期入所	平成15年2月21日

三重県告示第104号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定しました。

平成15年3月7日

三重県知事 北 川 正 恭

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人けやき福祉会	鈴鹿市石薬師町字寺東452-68	鈴鹿けやき苑指定居宅介護事業所	鈴鹿市石薬師町字寺東452-68	居宅介護	平成15年2月21日
有限会社エポック	鈴鹿市江島町1511サトウビル3F	エポック介護サービス	鈴鹿市江島町1511サトウビル3F	居宅介護	平成15年2月21日
社会福祉法人一志町社会福祉協議会	一志郡一志町大字井関1792とことめの里・一志内	一志町社会福祉協議会指定身体・知的障害者訪問介護事業所	一志郡一志町大字井関1792とことめの里・一志内	居宅介護	平成15年2月21日
社会福祉法人はまゆう会	一志郡香良洲町1990	フルハウスホームヘルプセンター	一志郡香良洲町1990	居宅介護	平成15年2月21日
社会福祉法人嬉野町社会福祉協議会	一志郡嬉野町大字権現前423-9	嬉野町社会福祉協議会指定身体障害者居宅介護事業所	一志郡嬉野町大字権現前423-9	居宅介護	平成15年2月21日
社会福祉法人島ヶ原村社会福祉協議会	阿山郡島ヶ原村4743	ヘルパーステーションしまがはら	阿山郡島ヶ原村4743	居宅介護	平成15年2月21日
社会福祉法人けやき福祉会	鈴鹿市石薬師町字寺東452-68	身体障害者デイサービスセンター鈴鹿けやき苑	鈴鹿市石薬師町字寺東452-68	デイサービス	平成15年2月21日
社会福祉法人鈴鹿聖十字会	三重郡菰野町宿野1433-74	身体障害者デイサービスセンターしらゆり	三重郡菰野町宿野1433-67	デイサービス	平成15年2月21日
社会福祉法人嬉野町社会福祉協議会	一志郡嬉野町大字権現前423-9	嬉野町社会福祉協議会指定身体障害者デイサービス事業所	一志郡嬉野町大字権現前423-9	デイサービス	平成15年2月21日

社会福祉法人カトリック京都司教区カリタス会	京都市中京区河原町通り三条上る下丸屋町423	身体障害者短期入所事業所三雲カトリックの家	一志郡三雲町大字中林410	短期入所	平成15年2月21日
社会福祉法人鈴鹿聖十字会	三重郡菰野町宿野1433 - 74	身体障害者短期入所事業所菰野聖十字の家	三重郡菰野町宿野1433 - 69	短期入所	平成15年2月21日

三重県告示第105号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定しました。

平成15年3月7日

三重県知事 北 川 正 恭

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人けやき福祉会	鈴鹿市石薬師町字寺東452 - 68	鈴鹿けやき苑指定居宅介護事業所	鈴鹿市石薬師町字寺東452 - 68	居宅介護	平成15年2月21日
有限会社エポック	鈴鹿市江島町1511サトウビル3F	エポック介護サービス	鈴鹿市江島町1511サトウビル3F	居宅介護	平成15年2月21日
社会福祉法人一志町社会福祉協議会	一志郡一志町大字井関1792とことめの里・一志内	一志町社会福祉協議会指定身体・知的障害者訪問介護事業所	一志郡一志町大字井関1792とことめの里・一志内	居宅介護	平成15年2月21日
社会福祉法人嬉野町社会福祉協議会	一志郡嬉野町大字権現前423 - 9	嬉野町社会福祉協議会指定身体障害者居宅介護事業所	一志郡嬉野町大字権現前423 - 9	居宅介護	平成15年2月21日
社会福祉法人島ヶ原村社会福祉協議会	阿山郡島ヶ原村4743	ヘルパーステーションしまがはら	阿山郡島ヶ原村4743	居宅介護	平成15年2月21日
社会福祉法人真盛学園	安芸郡安濃町大字今徳247	指定知的障害者短期入所事業所まもり苑	安芸郡安濃町大字今徳247	短期入所	平成15年2月21日
社会福祉法人敬愛会	津市片田長谷町226	津長谷山学園短期入所事業所	津市片田長谷町226	短期入所	平成15年2月21日

三重県告示第106号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨、通知がありました。

平成15年3月7日

三重県知事 北 川 正 恭

1 保安林予定森林の所在場所

熊野市五郷町寺谷字孫八谷1の2、1の3、2の1、2の2、3の1、3の2、4の1から4の3まで、5、5の1、五郷町和田字カケノ上650、650の1、656、657

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、熊野市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県環境部森林保全チーム及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。

三重県告示第107号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨、通知がありました。

平成15年3月7日

三重県知事 北 川 正 恭

- 1 解除予定保安林の所在場所
志摩郡浜島町大字桧山路字釜ヶ谷3の9・初吹17の2・17の9（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、
17の12、17の27、17の30（次の図に示す部分に限る。）、17の31、25の1、28の7、28の10、30の2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は省略し、その関係図面を三重県環境部森林保全チーム及び浜島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三重県告示第108号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により上野市から聴取した意見について、同条第3項の規定により公告します。

平成15年3月7日

三重県知事 北 川 正 恭

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジャスコ伊賀上野店
上野市茅町2519番地
- 2 上野市から聴取した意見
なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県農林水産商工部まちの活力づくり支援チーム
伊賀県民局農林商工部
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成15年3月7日から同年4月7日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第109号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により上野市から聴取した意見について、同条第3項の規定により公告します。

平成15年3月7日

三重県知事 北 川 正 恭

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ佐那具店
上野市佐那具25番地の1
- 2 上野市から聴取した意見
なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県農林水産商工部まちの活力づくり支援チーム
伊賀県民局農林商工部
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成15年3月7日から同年4月7日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第110号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出が

なされたので、同条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出とみなし次のとおり公告します。

同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに団体にあつては代表者の氏名
2 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 意見の対象となる周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県農林水産商工部まちの活力づくり支援チームに到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、同法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成15年3月7日

三重県知事 北 川 正 恭

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジャスコ生桑店

四日市市生桑町字桑花154 - 1

2 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者 名	変 更 前		変 更 後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
イオン株式会社	午前10時 (年間100日間は午前9時)	午後9時	24時間	

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

位 置	変 更 前	変 更 後
平面駐車場	午前9時45分から午後10時15分まで	24時間（一部は午前6時から午後10時まで、他の一部は午前8時から午後10時まで）

3 変更する年月日

平成15年2月19日

4 上記2の変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

ア 大規模小売店舗を設置する者

イオン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番1

代表取締役 岡田 元也

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者

氏 名 又 は 名 称	住 所	代 表 者
イオン株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1	岡田 元也
株式会社白揚	四日市市諏訪栄3 - 7	木村 哲美
(有)中島金物店	四日市市河原田町字畔道1007の29	中島 克行
(有)フラワー三六	四日市市松原町36 - 13	伊藤 良二
㈱大創産業	広島県東広島市西条町大字西行字向1番地の60	矢野 博丈

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,177平方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

450台

イ 駐輪場の収容台数

30台

ウ 荷さばき施設の面積

185平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

108立方メートル

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者	開店時刻	閉店時刻
株式会社白揚	午前10時 (年間100日間は午前9時)	午後10時
(有)中島金物店	午前10時 (年間100日間は午前9時)	午後9時
(有)フラワー三六		
株大創産業		

イ 駐車場の自動車の出入口の数

4カ所

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後8時まで

5 届出の日

平成15年2月18日

6 届出等の縦覧場所

三重県農林水産商工部まちの活力づくり支援チーム

北勢県民局農林商工部

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成15年3月4日から同年7月4日

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第111号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成15年3月7日

三重県知事 北川 正 恭

1 起業者の名称

関町

2 事業の種類

下加太地区農業集落排水事業

3 起業地

(1) 収用の部分

三重県鈴鹿郡関町大字加太市場字玉理地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

下加太地区農業集落排水事業(以下「本件事業」という。)は、関町が農業集落排水処理施設を設置しようとするものであり、土地収用法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する直接事業の用に供する施設」に該当するため、土地収用法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である関町は、農業集落排水事業特別会計により既に財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意志と能力を有していることから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 本件事業は、家庭から排出される生活雑排水により生じている水質汚濁、悪臭、蚊・蠅等の発生など農業集落内の生活環境の問題及び農業生産面の問題の改善を図るとともに、伊勢湾に流入する公共水域の水質保全に寄与するものであると判断されることから、本件事業を施行することにより得られる公益の利益は大きいと考えられる。

なお、本件事業の起業地の選定にあたっては、事業用地の規模・形状が適当であり、周辺の環境に適応していること、安定した放流先が確保されていること、進入路が確保されていること、用地造成費等の経済性に優れていることを条件に、3つの案について比較検討がなされた結果、これらの条件を満たすものとして起業地が選定されている。

イ 一方、本件事業は、事前説明会において反対する意見がなかったこと、また、環境影響評価法（平成9年法律第81号）による環境影響の対象事業となっていないことなどから、失われる私的ないし公益の利益は小さいと考えられる。

ウ 本件事業に係る起業地の範囲は、農業集落排水施設設計指針に基づく施設規模としていることなど、必要最小限の範囲を起業地としている。

エ アで述べた「得られる利益」とイで述べた「失われる利益」を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められ、また、ウで述べたように、起業地の範囲が本件事業の施行に必要な最小限の範囲に限定されていると認められることから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであり、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業については、農業集落排水整備計画において緊急性を要する集落として位置づけられており、早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)で述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、関町から申請のあった本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

関町役場

三重県告示第112号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成15年3月7日

三重県知事 北 川 正 恭

1 起業者の名称

美里村

2 事業の種類

美里村隣保館施設整備事業（中野文化館）

3 起業地

(1) 収用の部分

三重県安芸郡美里村大字北長野字小塚地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

美里村隣保館施設整備事業（中野文化館）（以下「本件事業」という。）は、社会福祉法に基づく第2種社会福祉事業であり、土地収用法第3条第23号に該当するため、土地収用法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である美里村は、平成14年度の一般会計において財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意志と能力を有していることから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 本件事業は、社会福祉法に基づき、隣保館を整備するものであり、社会福祉施設として多種多様な事業に対応できる地域のコミュニティセンターとして位置付けるとともに、災害時における緊急避難場所としても活用しようとするものであると判断されるので、本件事業を施行することにより得られる公益の利益は大きいと考えられる。

なお、本件事業の起業地の選定にあたっては、事業用地の位置が原則として地域内のほぼ中心であること、現存している隣保館とあまり離れておらず地区の集会所にも近いこと、道路・水道施設等についてある程度整備されていること、用地造成費が経済的であること、自然環境がよいことを条件に3つの案について比較検討がなされた結果、これらの条件を満たすものとして起業地が選定されている。

イ 一方、本件事業は、事前計画に対する反対意見がなかったこと、また、環境影響評価法（平成9年法律第81号）による環境影響の対象事業となっていないことなどから、失われる私的ないし公益の利益は小さいと考えられる。

ウ 本件事業に係る起業地の範囲は、隣保館設置運営要綱に基づく施設設計とし、必要最小限の範囲を起業地としている。

エ アで述べた「得られる利益」とイで述べた「失われる利益」を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められ、また、ウで述べたように、起業地の範囲が本件事業の施行に必要な最小限の範囲に限定されていると認められることから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであり、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

現在の隣保館は、老朽度調査の結果、老朽度Aの緊急に対策を講じる必要がある施設と判断されていること、また、バリアフリーへの対応やプライバシーの保護への対応が不十分であり、このような環境を抜本的に改善する必要があることから、土地を収用する公益上の必要があると認められ、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)で述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、美里村から申請のあった本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

美里村役場

三重県告示第113号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部砂防チーム、北勢県民局四日市建設部及び四日市市役所に備え置いて、告示の日から30日間縦覧に供します。

平成15年3月7日

三重県知事 北川正恭

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

川島3地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

四日市市川島町字東谷

3 区域の土地の表示

四日市市川島町字東谷1724番1の一部、1725番地の一部、1731番6の一部、1732番1の一部、1735番地の一部及び1737番地の一部の土地並びにこれらに介在する公有地

三重県告示第114号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可しました。

平成15年3月7日

三重県知事 北川正恭

1 施行者の名称

四日市市

2 都市計画事業の種類及び名称

四日市都市計画道路事業

3・4・24号堀木日永線

- 3 事業施行期間
平成8年12月17日から平成18年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

三重県告示第115号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可しました。

平成15年3月7日

三重県知事 北 川 正 恭

- 1 施行者の名称
四日市市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
四日市都市計画道路事業
3・5・31号赤堀山城線及び3・4・22号阿倉川西富田線
- 3 事業施行期間
平成8年12月17日から平成19年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

三重県告示第116号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可しました。

平成15年3月7日

三重県知事 北 川 正 恭

- 1 施行者の名称
久居市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
津都市計画道路事業
3・4・20号新家垂水線
- 3 事業施行期間
平成9年1月21日から平成16年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

三重県告示第117号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可しました。

平成15年3月7日

三重県知事 北 川 正 恭

- 1 施行者の名称

伊勢市

2 都市計画事業の種類及び名称

伊勢都市計画下水道事業

伊勢市特定環境保全公共下水道

3 事業施行の期間

平成5年12月14日から平成20年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成15年3月7日

三重県知事 北 川 正 恭

1 競争入札に付する事項

(1) 業務名

平成15年度三重県公報の印刷及び附帯業務契約

(2) 業務の概要

ア 三重県公報の印刷

イ PDF形式にしたファイルによるインターネット公開用データの提供

ウ 三重県が指定する者への三重県公報の発送

(3) 契約期間

平成15年4月1日から平成16年3月31日までとします。

(4) 納入場所

三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する場所とします。

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者でなければなりません。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領（平成10年4月1日施行）により指名停止を受けている期間中ではない者であること。

(4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

(5) 短期間の納期に対応して、大量印刷が可能な機械設備を津市内に保有する者であること。

(6) 連絡調整の担当者を1名以上配置できる者であること。

(7) 県庁本庁舎に30分以内に到着できる者であり、かつ、緊急時に対応できる体制が整備されている者であること。

(8) 過去5年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含みます。以下同じです。）、県又は他の地方公共団体とおおむね年4回以上発行の定期印刷物を製品化した実績があること。

(9) 入札説明会に参加できる者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までの証明書等を平成15年3月14日（金）午後5時までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 過去5年の間に国、県又は他の地方公共団体とおおむね年4回以上発行の定期印刷物を製品化した実績の有無を証する書類

- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書 (その3 未納税額がない証明用)」(税務署が過去 6 月以内に発行したもの)の写し
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にとっては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したもの)の写し

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県総務局政策法務チーム 担当 吉田 浅尾
電話 059-224-2163 Fax 059-224-2111

(2) 入札説明書 (仕様書) の配布方法

(1)の場所で、平成15年3月7日(金)から同月14日(金)(土曜日及び日曜日を除きます。)まで配布します。

(3) 入札説明会の日時及び場所

日時 平成15年3月17日(月)午前10時30分
場所 三重県津市広明町13番地
三重県庁 厚生棟入札室

(4) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成15年3月20日(木)午前10時
場所 三重県津市広明町13番地
三重県庁 厚生棟入札室

(5) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。
場所 (4)に同じです。

(6) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は、入札説明書によります。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から理事の退任の届出がありました。

平成15年3月7日

三重県知事 北 川 正 恭

芸濃南部土地改良区（安芸郡芸濃町棕本6148番地）

退任理事

安芸郡芸濃町大字多門11番地

駒 田 美智郎

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成15年3月7日

三重県知事 北 川 正 恭

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

土木施設パトロールカー（2500CCクラス以上）5台

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期限

平成15年6月24日（火）とします。

(4) 納入場所

知事が別に指定する場所とします。

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者でなければなりません。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領（平成10年4月1日施行）により指名停止を受けている期間中ではない者であること。

(4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次の(1)から(4)までに示す証明書等を平成15年3月17日（月）午後5時までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 過去2年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含みます。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（所管の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(4) 入札説明書（仕様書）に示す特質等を有することを示す機能及び定価証明書

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局出納チーム調達支援グループ 担当 加納 宮崎

電話 059-224-2772

(2) 入札説明書（仕様書）の配布方法

(1)の場所で、平成15年3月7日（金）から同月17日（月）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）配布します。

(3) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成15年3月24日(月)午前10時30分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県庁附属棟 1階 S104会議室

(4) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (3)に同じです。

(5) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 当該競争入札の落札決定の効果は、次年度予算発効時において生じることとします。

(4) 詳細は、入札説明書(仕様書)によります。

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年三重県規則第84号)第5条の規定により公告します。

平成15年3月7日

三重県知事 北 川 正 恭

1 競争入札に付する事項

(1) 契約名称

情報教育機器設備充実事業における教育用パソコンシステム等の賃貸借契約

(2) 借入物品及び数量

教育用パソコンシステム(周辺機器等含まず) 5式(据付、配線、調整等一式)

詳細は、入札説明書(仕様書)に定めるとおりとします。

(3) 借入物品の特質等

借入物品の性能等に関し、知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有していることが必要です。

(4) 契約期間

平成15年6月1日から平成19年5月31日までとします。

(5) 納入期限

平成15年5月30日（金）午後5時までとします。

(6) 納入場所

三重県知事が別に指定する場所とします。

2 入札参加者の資格に関する事項

本件一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号。以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領（平成10年4月1日施行）により指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) すべての県税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次の(1)から(4)までに示す証明書等を平成15年4月4日（金）午後5時までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 入札説明書（仕様書）に示す特質等を有することを示す機能証明書
- (2) 当該物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンス体制が整備されていることを証明する書類
- (3) 過去2年の間に国（公社及び公団を含みます。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (4) 納税確認（証明）書
 - ア すべての県税についての「納税確認書」（所管県税事務所が発行したものです。）
 - イ 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納の税額のないこと用）」（所管税務署が発行したものです。）

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会高校教育チーム高校教育グループ 担当 井川、山口

電話 059-224-3002

(2) 入札説明書（仕様書）の配布方法

入札説明会場で配布します。入札説明会以後は、(1)の場所で、平成15年3月27日（木）まで（三重県の休日を含める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）配布します。

(3) 入札説明会の日時及び場所

日時 平成15年3月7日（金）午後3時から

場所 三重県津市栄町1丁目891番地 吉田山会館 206会議室

(4) 入札書の提出の日時及び場所

日時 平成15年4月17日（木）午前10時

場所 三重県津市栄町1丁目891番地 吉田山会館 特別会議室

ただし、郵送による入札については、平成15年4月16日（水）午後5時までに、(1)の場所へ書留郵便で必着としてください。

(5) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (4)に同じです。

(6) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任

状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(4) 詳細は入札説明書によります。

6 Summary

(1) Products:

Personal computer system with peripheral device to be used for school education: 5 units (including installation, wiring, adjustments, etc.)

(2) Date and time for the open bidding:

The meeting for the open bidding will begin at 10:00 A.M. on Thursday, April 17, 2003. Bids submitted by registered mail must be received by 5:00 P.M. on Wednesday, April 16, 2003.

(3) Managing Authority:

Senior High School Education Team, Mie Prefectural Board of Education

13 Komei-Cho, Tsu City, Mie 514-8570

Tel.059-224-3002. Fax.059-224-3023

毎週火、金曜日発行
購読料(送料並びに消費税及び地方消費税含む。)
1 箇月 3,000円
1 箇年 36,000円
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。
<http://www.pref.mie.jp/>

平成15年3月7日発行
津市広明町13番地
三 重 県
印刷・販売 伊藤印刷株式会社
〒514-0027 三重県津市大門32-13
TEL 059-226-2545 FAX 059-223-2862